

A Fundamental Study on "Bulletin" in Centers for Educational Research and Development at National University : Findings of Questionnaire Survey

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梅澤, 収, 山城, 拓也, 長谷川, 哲也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00026349

教育実践研究関連センターにおける『センター紀要』の あり方に関する基礎的研究

—全国調査と静岡大学教育学部の調査を通じて—

梅澤 収
(静岡大学学術院教育学領域)

山城 拓也
(静岡大学学術院教育学領域)

長谷川 哲也
(岐阜大学教育学部)

A Fundamental Study on "Bulletin" in Centers for Educational Research and Development at National University: Findings of Questionnaire Survey

Osamu Umezawa,

Takuya Yamashiro,

Tetsuya Hasegawa

要旨

本稿は、『センター紀要』の現状と課題、今後のあり方をアンケート調査によって明らかにし、その結果から静岡大学『センター紀要』の「投稿規程」を見直すものである。昨今の教員養成改革や高等教育改革の中で、『センター紀要』をどのように位置づけ、投稿や審査などの規程・内規等にそれをどのように反映していくのか。こうした問いに一定の根拠をもって応えるために、まずもって『センター紀要』の現状や課題を把握することが本稿の狙いである。まず、代表的な学術団体等の規程を確認したところ、著者資格については当該学会の会員であることを求めている点が共通しており、著者資格に関する不正行為についてはギフト・オーサーシップなどが示されていることが確認された。次いで、全国のセンターが発行している紀要等に関する調査からは、センター自体がもつミッションや性質から、比較的多様な投稿資格や掲載内容を許容していることが明らかとなった。さらに、本学教員への調査からは、『センター紀要』の学術雑誌としての質を担保すべきであるとの意向が強いことが窺われた。これらを踏まえ、静岡大学『センター紀要』の「投稿規程」について4点の改善点を提案した。

キーワード： 教育実践研究関連センター センター紀要 投稿規程 オーサーシップ

1. 課題設定

本稿は、全国にある「国立大学教育実践研究関連センター」（以下、教育実践研究関連センター）を構成する大学や本学教員の協力を得て、これまでに発刊している（発刊してきた）『センター紀要』の現状と課題、今後のあり方（教育実践研究の成果・業績の発表の場としてのあり方・著者資格のあり方・今後の方向性や質確保の方策等）をアンケート調査によって明らかにし、その結果を踏まえて『センター紀要』のあり方や「投稿規定」の改善を検討するものである。

その前に、国立大学教員養成系大学学部における実践研究関連センターの歴史を概観しておく必要がある。「教育工学センター」（定員1名）が1971年に東京学芸大学等4大学に設置され、また「教育実習研究指導センター」（定員1名）が1987年に東京学芸大学と岡山大学に「教育工学センター」とは別に設置されたほか、「授業分析センター」や「カリキュラム開発研究センター」等も設置されていく。しかし、国立大学教員養成系大学学部においては、主として「教育実践研究指導センター」（定員2名）が1988年に

横浜国立大学等に、「教育工学センター」と「教育実習研究指導センター」の両方の役割を担うものとして設置されていった。その後は、1996年の福島・千葉・広島等の3大学に始まり、教育臨床部門を拡充した「教育実践総合センター」（定員4名）に改組され、2001年4月時点で48の教員養成（系）大学学部中43大学のセンターの名称であった。2008年度ころから国立大学改革や教員養成改革の動きの中で、センターそのものが、全学教職センター化や教職大学院設置のための人的原資などになり、現在では多様な設置形態（全学設置か学部設置か等）や役割・機能（教育実践、教育臨床、地域連携等、教職開発・支援等）を担うためにその改編・改廃が進行している。

なお、全国的な連絡協議会は、上記の工学センター、教育実習研究指導センター及び教育実践研究指導センターを統合した全国協議会として「国立大学教育実践研究関連センター協議会」（1993年：Japan Council of Centers for Educational Research and Development at national university、以下、セン

ター協議会)が発足し現在に至っているが、協議会のコアな部分(性格)が「教育実践研究」であることは明確であり変更はない。

このようなセンター協議会に対して、静岡大学が各『センター紀要』の調査を行うに至った経緯は以下のとおりである。静岡大学教育学部附属教育実践総合センター(以下、本センター)の『センター紀要』は、前身の教育実践研究指導センター(1990年6月設置)の『旧センター紀要』(1992年3月第1号)を引き継いで、2017年度で第28号(2018年2月)の刊行に至っている。近年では、教職大学院の設置や学校現場との共同研究などにより実践的な研究成果が多様に蓄積されているが、そのこともあって、これまでの査読体制・基準・手順、論文と実践(記録)の区別基準・条件、執筆者の資格(著者資格:オーサーシップ authorship)等について改善・検討の要求がここ数年数度にわたり出てきた。特に、著者資格については、例えば「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(文部科学大臣決定2014年、4頁)、日本学術会議(2015)「回答 科学研究における健全性の向上について」(2・3頁)、日本学術振興会『科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー』(「科学の健全な発展のために」編集委員会2015、65・67頁)に見られるように、近年の研究者倫理問題においても重要性が指摘され、そのための改善も厳しく求められていることは周知のところである。

この点について具体的な事例を指摘すると、現行の本センター紀要の資格者は「①本学部および附属学校園の教員」「②本研究科大学院生および大学院修士。ただし、本学部専任教員もしくは附属学校園の教員を共著者とする。」「③センター長が特に許可した者」(「投稿規程第3項」2012年11月施行)となっているが、特に②について本学部教員や附属学校園教員を(機械的に一律に)共著者にすることへの異論がある。例えば、教員による指導が実質を伴わない等の場合は、アカデミック・ハラスメントや業績詐取(ギフト・オーサーシップ gift authorship)を誘発しかねないという指摘があり、その改善が求められた。さらには、論文執筆において院生でなく学部学生の分析検討があったことから共著者として表記したいという要請があり、現行の規程との整合性をめぐって、その対応について苦慮したところである。もちろん、「③センター長が特に許可した者」の規程があり、その都度に疑義・要望等の遣り取りをして対応してきたが、これに対する判断根拠や基準等が必要となっている。

歴史的にセンターは「教育実践研究」の性格を色濃く持つものとして発足しているが、昨今の教員養成改革や高等教育改革の中で、国立教員養成系大学学部の現代的役割に対応した形でその『センター紀要』をどのように位置づけるのか。また、『センター紀要』の

著者資格をはじめ、投稿や審査などの規程・内規等にそれをどのように反映していくのか。こうした問いに一定の根拠をもって応えるために、まずもって『センター紀要』の現状や課題を把握することが本稿の狙いである。また、このような調査研究を行うことは、今後の教員養成改革や教育実践研究の方向性と組織改革を考える基礎資料となることも期待できると考えた。

本稿の構成は次のとおりである。「1.課題設定」(梅澤担当)に続き「2.先行する規程・基準の状況」(山城担当)では、著者資格やそれに関連する不正行為について、代表的な学術団体等の規程・基準を整理する。「3.『センター紀要』のあり方に関する調査結果」(長谷川担当)では、全国のセンターを対象とした調査と静岡大学教育学部の教員を対象とした調査の結果を分析する。最後に、「4.考察」(梅澤・山城・長谷川)では、調査結果を踏まえた『センター紀要』のあり方や本センター紀要の「投稿規程」改善案を提案する。(梅澤収)

2. 先行する規程・基準の状況

先にも述べたように、近年の研究者倫理問題では著者資格の重要性が指摘されており、『センター紀要』の「投稿規定」を見直すにあたり、今後の『センター紀要』が果たす役割に沿った著者資格のあり方を検討する必要がある。ここでは、著者となる資格や、それに関連する不正行為について、先行する規程や基準ではどのように定められているのかを明らかにするため、代表的な学術団体等の規程・基準を整理していく。

2-1. 代表的な学術団体の投稿規程

(1) 日本教育学会

日本教育学会では、機関紙『教育学研究』に投稿するにあたり、ホームページ上に掲載されている「投稿要領」の中で、著者となる資格について、次のように示している。

本誌に投稿できる者は、日本教育学会会員(新入会の場合は理事会の承認を得た者)であり、当該年度の会費を納入している者とする(共同執筆の場合も同様)。

共同執筆の場合は、別紙にそれぞれの執筆分担場所を明記する。明記できない場合は、役割分担を示すこと。

ここから、単独で執筆する場合だけではなく、共同で執筆する場合も、それぞれが当該学会の会員であることが求められていることがわかる。また、共同執筆の場合についても、執筆分担場所の明記、又は、役割分担を示すことが示され、共著者としての研究への貢献を明確にするように求めていることがわかる。

(2) 日本教育心理学会

日本教育心理学会では、機関紙『教育心理学研究』

に投稿するにあたり、ホームページ上に掲載されている「『教育心理学研究』投稿規程」の中で、著者となる資格について次のように示している。

論文の投稿にあたり、その第一著者は本学会会員であることを要する。なお、共著者は非会員であっても可とする。

ここでは、第一著者については当該学会の会員であることを求めているものの、共著者については会員であることを求めている。また、著者の資格について、これ以外の規程はなく、第一著者が会員であることが要件となっていることがわかる。

(3) 日本教育工学会

日本教育工学会では、機関紙『日本教育工学会論文誌』に投稿するにあたり、ホームページ上に掲載されている「日本教育工学会 投稿規定」の中で、著者となる資格について次のように示している。

投稿責任者は、本学会会員であること。ここで、「投稿責任者」とは著者の一人で、投稿手続きをし、受理された後に編集委員会が査読審査結果を連絡する者、論文査読の過程で責任をもつ者で、筆頭著者以外の者でもよい。ショートレターの場合に限り、筆頭著者（ファースト・オーサー）が本学会会員であり、年1編の投稿であること。ただし、共著者として複数投稿があっても差し支えない。

ショートレター以外の投稿については、投稿責任者が会員であることを必要としており、投稿責任者は筆頭著者以外の者でもよいこと規定されている。ショートレターの投稿については、筆頭著者が会員であることと規定されている。ただし、いずれの場合でも、共著者が会員であることについては、求められていない。

(4) 日本教師教育学会

日本教師教育学会では、年報『日本教師教育学会年報』に投稿するにあたり、ホームページ上に掲載されている「日本教師教育学会 年報投稿要領」の中で、著者となる資格について次のように示している。

投稿をする会員は、当該年度までの会費を完納しているものとする。

ここでは、著者資格について、投稿者が当該年度までの会費を完納していることを求めており、投稿者が会員であることが要件となっていることがわかる。ただし、共著者についての規程は特に定められていない。

なお、日本教師教育学会では、「研究論文」「実践研究論文」「研究・実践ノート」の区分が設けられており、概ね次のような基準になっている。「研究論文」は教師教育に関する研究のことで、先行研究に対してオリジナリティがあり、根拠付ける論理・実証性があることとされている。「実践研究論文」は、教師教育に関する実践の研究のことで、客観的に解決の迫

られている現実に対して有意味性があり、実践上のユニークな視点・方法・工夫などがあることとされている。「研究・実践ノート」は、教師教育に関する研究動向・調査・動向・実践を紹介し考察・問題提起を行ったものとされている。

(5) 小括

4 団体ともに、著者の資格として、当該学会の会員であることを規定している点は共通している。しかし、会員は第一著者だけであるか、共著者も含めてかについては相違がある。日本教育学会が共著者も含め会員であることを求めているのに対し、日本教育心理学会と日本教育工学会では、共著者が会員であることは求めている。日本教師教育学会では、共著者についての記述はない。

共著者としての資格についても相違が見られる。日本教育学会は、「共同執筆の場合は、別紙にそれぞれの執筆分担箇所を明記する。明記できない場合は、役割分担を示すこと」と示されており、執筆についてどのような貢献をしたのかを明確にするよう定めている。日本教育心理学会と日本教育工学会については、特に示されていない。

著者の資格について以上のことから考えると、4 団体とも、当該学会の会員であることを求める規定がある点は共通している。しかし、共著者の資格については、規定があるかないかは団体によって異なっており相違が見られる。

2-2. 著者資格に関わる不正行為についての規程

(1) 日本学術会議

研究活動の不正行為について、日本学術会議は、文部科学省からの審議依頼を受けて「回答 科学技術における健全性の向上について」（日本学術会議、2015 年）を回答した。作成の背景について、ホームページ上に掲載されている回答の中で、次のように示している。

研究健全性問題について、文部科学省は、従来、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成 18 年 8 月）に基づいて対応してきたが、その後も新たな研究不正に関わる事案が起きたため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月、文部科学大臣決定）を公表した。これに伴い、平成 26 年 7 月 26 日に文部科学省科学技術・学術政策局長から日本学術会議会長宛に審議依頼（参考資料 1）が寄せられた。

文部科学省からの審議依頼を受け、日本学術会議が検討した点の一つに「特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」がある^①。「回答 科学研究における健全性の向上について」（日本学術会議、

2015 年、2 頁) では、オーサーシップの在り方の項目の中で、論文の著者となることができる要件を「当該研究の中で重要な貢献を果たしていること」とし、次のように例示している。

①研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は、理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること、②論文の草稿を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること、③論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること、の全ての要件を満たす者について著者としてのオーサーシップを付与することが考えられる。

ここでは、全ての要件を満たす者にオーサーシップを付与するとしている点が注目される。当該研究のための資金調達や研究グループの監修を行うだけの関わりを例に挙げ、「当該研究の遂行に寄与した者であっても『上記の条件を全て満たす』ことがないものについては、謝辞 (Acknowledgement) に記載することが適当であると考えられる」と示しており、一部だけの参加や助言のみ等では著者資格を満たしていると言えないことがわかる。また、「著者としての要件を満たさない者を著者として記載することはギフト・オーサーシップになる」「当該研究に本質的に貢献し著者としての要件を満たす者が、著者として記載されないことは著しく不当である」と示されており、著者資格に関わる不正行為についても明確に示されている。

(2) 日本教育工学会

日本教育工学会の「日本教育工学会 投稿規定」では、投稿者の不正行為の禁止として、不正行為を「二重投稿」「捏造・改ざん」「盗用」「著作権の侵害」「人権の侵害」「ギフトオーサーシップ」「その他、重大な不正行為があると編集委員会が認めた行為」の 7 点挙げ、その中の一つ「ギフトオーサーシップ」の項目の中で、次のように示している。

論文に関わる成果に直接貢献していない者が、論文の共著者としてなる不正行為を指す。研究室の責任者の立場の者が行う場合があるとされている。

ここでは、論文に関わる研究の成果に直接貢献していない者が共著者となることをギフト・オーサーシップにあたるとしており、研究室の責任者の立場の者が行う場合があると具体的に例示している。研究室の責任者という立場だけで著者とすることは不正にあたることが明確に示されている。

(3) 大学における規程

東北大学では、研究不正の対応に係る体制整備について、ホームページ上に掲載されている「東北大学における研究成果を適切に発表するための指針」の中で、

次のように示している。

研究構想およびデザインの設定、データ取得、データ分析および解釈、論文の作成と検討、など研究への実質的貢献と学界で共有されている適切な基準に基づいてオーサーシップの範囲を定めること。

著者の資格がないにもかかわらず著者に加えるギフト・オーサーシップ、著者の資格があるにもかかわらず著者に加えられないゴースト・オーサーシップのような不適切なオーサーシップを行使しないこと。

オーサーシップを満たさないが、研究に協力した関係者に対しては謝辞を適切に定めること。

ここでは、オーサーシップの範囲について、研究への実質的貢献と学界で共有されている適切な基準に基づいて定めることを規定した上で、不適切なオーサーシップを行使しないこと、オーサーシップを満たさない関係者には謝辞を定めることが示されている。著者資格について明確に規定されていることがわかる。

(4) 小括

著者資格に関わる不正行為について、日本学術会議の回答、日本教育工学会の投稿規定、東北大学の指針に共通して指摘されていることとして、著者となるためには研究へ重要な貢献をしていることを求めている点が挙げられる。特に、研究に重要な貢献をしていない場合等に共著者となることは適切ではなく、ギフト・オーサーシップに当たることが指摘されている。オーサーシップを満たさない関係者に対しては、日本学術会議や東北大学では、謝辞に記載することが適切であると示されている。(山城拓也)

3. 『センター紀要』のあり方に関する調査結果

本稿では、国立教員養成系大学学部における『センター紀要』の今日的な位置づけや、投稿や審査などの規程・内規等にそれをどのように反映していくのかについて、一定の根拠をもって応えるため、『センター紀要』の現状や課題を把握することを目指す。この目的を達成するため、本センターでは次の二つの調査を実施した。一つ目は、全国のセンターが発行する紀要等の発行状況、編集の基準、投稿資格などについて、センター協議会の加盟大学 (44 大学) を対象としたアンケート調査である。調査は 2018 年 9 月 27 日～11 月 16 日まで実施し、36 大学から回答を得た (回収率 81.8%) ⁽²⁾。二つ目は、本センターが発行する『センター紀要』のあり方について、本学教員を対象としたアンケート調査である。調査は 2018 年 10 月 19 日から 11 月 30 日まで実施し、48 の回答を得た (回収率 40.3%)。以下、「3-1」では一つ目の全国『センター紀要』調査について、「3-2」では二つ目の本学教員調査について、それぞれ分析する。

なお本稿ではここまで、主に『センター紀要』著者資格に注目して検討しており、前節でもそれに関わる規定・基準の先行例を整理した。一方で、今後の『センター紀要』が果たす役割について議論するためには、現状を広く把握することが必要であることから、以下の調査結果の分析では、著者資格も含め、紀要の発行に関わる多様な側面を扱うこととする。

3-1. 全国のセンターが発行する紀要等の調査結果

(1) 各センターの現状

調査ではまず、各センターの現状を尋ねた。表1は各センターの位置づけ、表2は各センターの教職員数を示したものである。センターの位置づけについては、「教育学部附属のセンター」が66.7%と最も多いものの、「全学附属のセンター」も25.0%にのぼる。各センターの教職員数については、専任教員「0人」が30.6%、専任職員「0人」が50.0%となっており、専任の教職員が全くいないセンターも決して少なくはない^③。近年では、教職センターの全学化や教職大学院の設置・拡大といった動きにより、元々は教育学部附属センターとしてあった諸資源が、様々な外部組織に移転している影響が窺える。あるいは、人件費をはじめとする経費の削減により、センターの諸資源の規模自体が縮小しているのかもしれない。

(2) 紀要等の発行状況

各センターにおける紀要等の発行状況を尋ねた結果が表3である^④。発行については、「センターで紀要等を発行している」と「その他」を合わせて90%以上を占めており、ほとんどのセンターが『センター紀要』を現在発行していることがわかる（「その他」は位置づけ・名称を変更して発行）。発行回数については、「年1回」が87.9%と多いが、「年2回」発行しているところもある。発行方法については、「冊子体と電子媒体の両方で発行」が54.5%と最も多く、

表1 各センターの位置づけ

センターの位置づけ(N=36)	度数	%
教育学部附属のセンター	24	66.7
全学附属のセンター	9	25.0
その他	3	8.3

表2 各センターの教職員数

センターの教職員数 (N=36)	専任教員		兼任教員		兼任教員		専任職員		兼任職員	
	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%	度数	%
0人	11	30.6	12	33.3	25	69.4	18	50.0	32	88.9
1～5人	18	50.0	15	41.7	6	16.7	17	47.2	4	11.1
6～10人	6	16.7	8	22.2	4	11.1	1	2.8	0	0.0
11人以上	1	2.8	1	2.8	1	2.8	0	0.0	0	0.0

次いで「電子媒体のみで発行」が21.2%になっており、電子媒体での発行が進んでいるようである。掲載内容については、「論文（査読無）」が54.5%と最も多く、次いで「論文（査読有）」が48.5%、「実践報告（査読無）」が42.4%、「実践報告（査読有）」が39.4%となっており、実践報告よりも論文のほうが、査読有よりも査読無のほうがそれぞれ多い傾向があるものの、各大学における紀要等の掲載内容には幅があることがわかる。

(3) 紀要等の編集

各センターにおける紀要等の編集を尋ねた結果が表4である。編集方法については、87.9%が「紀要編集委員会等を設けている」と回答しており、多くのセンターが編集委員会等を設けていることがわかる。このうち、編集委員会等の構成については、「センター教員」が89.3%、「センター長」と「その他の教員」がともに67.9%となっている。さらに、編集長の選出方法については、「センター長が兼務」が50.0%と半数であり、「互選」も25.0%となっている。なお、表は割愛するが、調査では紀要等の投稿規程の有無についても訪ねたところ、紀要等を発行してる33大学すべてで「投稿規程がある」との回答であった。

表3 紀要等の発行状況

紀要等の発行(N=36)	度数	%
センターで紀要等を発行している	32	88.9
センターで紀要等を発行していない	3	8.3
その他	1	2.8
紀要等の発行回数(N=33)	度数	%
年1回	29	87.9
年2回	4	12.1
紀要等の発行方法(N=33)	度数	%
冊子体のみで発行	5	15.2
電子媒体のみで発行	7	21.2
冊子体と電子媒体の両方で発行	18	54.5
その他	3	9.1
紀要等の掲載内容(N=33、複数回答)	度数	%
論文(査読有)	16	48.5
論文(査読無)	18	54.5
実践報告(査読有)	13	39.4
実践報告(査読無)	14	42.4
プロジェクト報告(査読有)	5	15.2
プロジェクト報告(査読無)	7	21.2
その他	9	27.3

表 4 紀要等の編集方法と編集委員会

紀要等の編集方法(N=33、複数回答)	度数	%
紀要編集委員会等を設けている	29	87.9
センター専任教員が編集している	6	18.2
編集委員会等の構成(N=28、複数回答)	度数	%
センター長	19	67.9
センター教員	25	89.3
その他の教員	19	67.9
編集長の選出方法(N=28)	度数	%
互選	7	25.0
センター長が兼務	14	50.0
その他	3	10.7

注)「編集委員会等の構成」と「編集長の選出方法」は、現在検討中の1大学を除く。

(4) 紀要等の資格

各センターにおける紀要等の投稿資格と筆頭著者資格を尋ねた結果が表 5 である。投稿資格については、「学部教員」が 97.0%と最も多く⁵⁾、次いで「大学院生」が 66.7%、「学部以外の教員」と「その他」がそれぞれ 54.5%、「他大学の教員」が 48.5%となっている。また、一部の大学では、「学部生」や「職員」にも投稿資格があり、「その他」の自由記述や各大学から提供いただいた「投稿規程」等をみると、附属学校園を含む学校教員(10 大学)、研究員等(5 大学)、センター長や編集委員会が認めた者(6 大学)、学部教員やセンター教員等と連名で投稿する者(4 大学)などが挙げられていることから、『センター紀要』の投稿資格は大学教員のみならず、幅広く門戸が開かれていることがわかる。筆頭著者資格については、「学部教員」が 87.9%と最も多く、次いで「大学院生」が 54.5%、「学部以外の教員」が 51.5%、「その他」が 42.4%となっている。こちらも「その他」の自由記述や各大学から提供いただいた「投稿規程」等をみると、附属学校園を含む学校教員(6 大学)、研究員等(4 大学)、センター長や編集委員会が認めた者(6 大学)、学部教員やセンター教員等と連名で投稿する者(3 大学)などが挙げられており、基本的には投稿資格と同様の傾向がみられる。

表 5 紀要等の投稿資格と筆頭著者資格

紀要等の資格 (N=33、複数回答)	投稿資格		筆頭著者資格	
	度数	%	度数	%
学部教員	32	97.0	29	87.9
学部以外の教員	18	54.5	17	51.5
他大学の教員	16	48.5	12	36.4
大学院生	22	66.7	18	54.5
学部生	10	30.3	10	30.3
職員	7	21.2	7	21.2
その他	18	54.5	14	42.4

(5) 紀要等の査読体制

各センターにおける紀要等の査読者と査読人数を尋ねた結果が表 6 である。査読者については、「査読は行っていない」が 50.0%と最も多く、このうち 5 大学は形式的なチェックや閲覧のみを行っているとの回答であった。そのうえで、査読を行っている者の属性として、「紀要編集委員会等の教員」が 31.3%、「センター教員」が 25.0%となっており、センターや紀要編集に関わる教員が主な査読者になっていることがわかる。査読人数については、「1 名」と「状況に応じて 1~2 名」がそれぞれ 25.0%であり、半数の大学が 1 名程度の体制で査読を行っている一方、「3 名以上」で査読を行っている大学も 25.0%となっている。

表 6 紀要等の査読者と査読人数

査読者(N=32、複数回答)	度数	%
紀要編集委員会等の教員	10	31.3
センター教員	8	25.0
学部教員	4	12.5
学部以外の教員	4	12.5
他大学の教員	1	3.1
査読は行っていない	16	50.0
査読人数(N=16)	度数	%
1名	4	25.0
状況に応じて1~2名	4	25.0
2名	2	12.5
状況に応じて2~3名	2	12.5
3名以上	4	25.0

注)現在検討中の1大学を除く。

(6) 紀要等の今後の発行

各センターにおける紀要等の今後の発行を尋ねた結果が表 7 である。「現在発行している紀要等を今後も発行方法を維持して発行していく予定である」が 69.4%と最も多く、次いで「現在発行している紀要等の発行方法を変更する予定である」が 11.1%となっていることから、ほとんどの大学では当面の間、『センター紀要』の発行が維持されるようである。ただし、「その他」の自由記述をみると、センター改組に伴う先行きの不透明さや、今後の予算措置の厳しさなどが示されている。

同じく、今後の紀要等のあり方についての意見や提言等を自由記述で尋ねたところ、実践研究を発表する場としての役割がますます期待されていること、センターの研究活動の成果を大学内外に示すための重要な媒体であること、さらには教員免許科目の再課程認定に対応するための研究業績としても活用されていることが示されるなど、道具的な意味も含めて『センター紀要』が果たす役割の大きさが窺われる。一方で、上

表 7 紀要等の今後の発行について

紀要等の今後の発行について(N=36)	度数	%
現在は紀要等を発行していないが、今後は発行する予定である	1	2.8
現在発行している紀要等を今後も発行方法を維持して発行していく予定である	25	69.4
現在発行している紀要等の発行方法を変更する予定である	4	11.1
現在発行している紀要等を今後は廃止する予定である	0	0.0
現在紀要等は発行しておらず、今後も発行する予定はない	2	5.6
最近まで紀要等を発行していたが、現在は廃止している	1	2.8
その他	3	8.3

記と同様に、センターの改組や予算措置といった点から、『センター紀要』を今後も維持できる見通しが十分に立たない大学もある。

(7) 小括

今回の調査にご協力いただいた多くのセンターでは、改組に伴う先行きの不透明さや、今後の予算措置の厳しさなどに直面しており、3 割のセンターでは専任教員が、半数のセンターでは専任職員が、それぞれ全くいないという状況となっている。今後はさらにこの状況が悪化していく可能性も決して否定できない。

こうした中、電子媒体を活用するなどの工夫をしながら、90%以上のセンターが紀要等を発行しており、論稿の区分や査読の有無など、センターというミッションや性質から幅広い掲載内容となっている。紀要等の編集については、センター長やセンター教員が中心となって編集委員会を設けながら、組織的に行っているところが多い。紀要等の投稿資格や筆頭著者資格は、学部所属の大学教員や大学院生といった研究者が中心となっているものの、学校教員など実践に関わるものも含めて、幅広く門戸が開かれているようである。査読体制は、半数が査読を実施しておらず、査読を行っている場合でも、査読者は紀要編集委員会やセン

ターなどの教員が中心となっている。

このように、センターが発行する紀要等は、センター自体がもつミッションや性質から、比較的多様な投稿資格や掲載内容を許容していることがわかる。そのことを反映してか、学術のルールに則った査読体制を整えることが全国的に共通しているわけではなく、実践の研究や報告等も含め、幅広い知をどのように収集・蓄積していくかという方法論は大学によって異なるようである。

3-2. 本学教員を対象としたアンケート調査結果

(1) 『センター紀要』の資格

本センターの『センター紀要』における単著者資格、共著者資格、筆頭著者資格（共著の場合）を尋ねた結果が表 8 である。単著者資格については、「本学の教育学部に所属する教員」はすべての回答者が認めており、その他の項目で半数以上が認めているのは、「教育学部附属学校園に所属する本学の教員」が 75.0%、「本学教育学研究科の大学院生」が 54.2% となっていることから、基本的には本学の教育学部に関わりのある教員や大学院生が望ましいとされているようである。共著者資格については、「本学の教育学部に所属する教員」はすべての回答者が認めており、

表 8 『センター紀要』の著者資格

著者資格 (N=48、複数回答)	単著者資格		共著者資格		筆頭著者資格 (共著の場合)	
	度数	%	度数	%	度数	%
本学の教育学部に所属する教員	48	100.0	48	100.0	48	100.0
教育学部以外に所属する本学の教員	17	35.4	37	77.1	20	41.7
教育学部附属学校園に所属する本学の教員	36	75.0	43	89.6	42	87.5
他大学の教員	3	6.3	30	62.5	12	25.0
本学教育学研究科の大学院生	26	54.2	40	83.3	34	70.8
教育学研究科以外の本学大学院生	6	12.5	30	62.5	12	25.0
本学教育学部の学部生	7	14.6	24	50.0	10	20.8
教育学部以外の本学学部生	3	6.3	17	35.4	4	8.3
本学の職員	14	29.2	31	64.6	19	39.6
学校教員等の教育関係者	9	18.8	33	68.8	18	37.5
その他	4	8.3	4	8.3	3	6.3

その他の項目でも「教育学部以外の本学学部生」を除いて半数以上が認めていることから、教員や大学院生のみならず、本学教育学部の学部生まで資格を広げることにも許容されているようである。筆頭著者資格については、単著者資格としては、「本学の教育学部に所属する教員」はすべての回答者が認めており、その他の項目で半数以上が認めているのは、「教育学部附属学校園に所属する本学の教員」が 87.5%、「本学教育学研究科の大学院生」が 70.8%となっていることから、どの項目も単著者資格よりはやや回答割合が大きいものの、ほぼ同様の傾向がみられる。

(2) 『センター紀要』の査読

本センターの『センター紀要』における掲載内容を尋ねた結果が表 9、査読体制を尋ねた結果が表 10、査読人数を尋ねた結果が表 11 である。掲載内容については、「査読有の論文」が 97.9%と最も多く、次いで「査読有の実践報告」が 83.3%、「査読有のプロジェクト報告」が 62.5%となっており、プロジェクト報告では差が小さいものの、どの論稿においても査読有が査読無を上回っている。査読体制については、「専門分野が近い教育学部の教員が査読する体制をとる」が 85.4%と最も多くなっており、現状の査読体制を維持することが望ましいとされているようである。査読人数については、「状況に応じて 1～2 名」が 45.7 と最も多いものの、続く「2 名」と「状況に応じて 2～3 名」をあわせると半数は 2 名以上が望ましいとしている。

(3) 『センター紀要』の今後のあり方

本センターの『センター紀要』における今後のあり方について、意見や提言等を自由記述で尋ねたところ、

二つの方向性が示された。一つは、研究倫理やオーサーシップに関する基準を設けたり、組織的に査読を実施したり、査読の基準を明確化・厳格化したりするという方向である。もう一つは、教育実践に関わる研究業績を蓄積する場としての役割を期待するという方向である。特に後者については、学部の紀要との違いを鮮明にすること、大学院生や附属学校園の教員等との共同研究が活性化されること、彼らの業績としても認められることなどが示された。その際、大学教員としての責任をどのように担保するのかという課題も提起された。

(4) 小括

本学教員は『センター紀要』について、共著者としては、教員や大学院生のみならず本学教育学部の学部生を含めて幅広く資格を与えるべきとしている一方、単著者としては、本学の教育学部に関わりのある教員や大学院生が望ましいとされているようである。また、『センター紀要』の査読については、論稿の種類を問わず基本的には査読すべきとされており、専門分野が近い教育学部の教員が査読をする現在の体制を維持すべきとの意見が多い。こうしてみると、本学教員の意向は、『センター紀要』の学術雑誌としての質を担保する傾向が強いことが窺われる。ただし、『センター紀要』の今後のあり方に関する自由記述では、大学院生や附属学校園の教員等との共同研究が活性化され、それが彼らの業績としても認められるべきとの意見も示されており、実践的な研究の成果を公表・蓄積する媒体として『センター紀要』がどのような役割を果たすのかについては、正面から検討しなければならないだろう。（長谷川哲也）

表 9 『センター紀要』の掲載内容

掲載内容(N=48、複数回答)	度数	%
査読有の論文	47	97.9
査読無の論文	7	14.6
査読有の実践報告	40	83.3
査読無の実践報告	11	22.9
査読有のプロジェクト報告	30	62.5
査読無のプロジェクト報告	25	52.1
その他	2	4.2

表 11 査読人数

査読人数(N=46)	度数	%
1名	1	2.2
状況に応じて1～2名	21	45.7
2名	12	26.1
状況に応じて2～3名	11	23.9
3名以上	1	2.2

表 10 『センター紀要』の査読体制

査読体制(N=48、複数回答)	度数	%
専門分野が近い教育学部の教員が査読する体制をとる	41	85.4
センター企画実施委員会内に紀要編集委員会を設け、その教員が査読する体制をとる	20	41.7
他学部や他大学にも査読を依頼できる体制をとる	13	27.1
査読は必要ない	1	2.1

4. 考察

日本学術振興会（2015）や黒木登志夫（2016）が指摘するように、オーサーシップ問題は、「研究不正」ではなく「不適切な研究行為」としてその改善が求められており、大学・機関等が最低限の共通ルールを設定するとともに、研究者においても「研究者倫理」として責任ある対応を行うことが必要となる。またこの問題は、大学においては大学院生の教育研究の指導のあり方と密接に関係しているために、大学教員個人の「研究者倫理」だけでなく、教育研究の組織的な管理運営のあり方として重要な大学ガバナンスの問題となっている（北仲 2014）。一方では、大学教員の個別の専門研究分野と教育・研究キャリア形成の慣例やハビトゥス（habitus）に関係しているために微妙でファジーな部分と密接に関連している（北仲 2014）。

研究経費不正問題や FFP（捏造・改ざん・盗用）等の研究不正の事件が多発し、その防止策とともに科学研究（者）の社会的な信頼性と公正性の確保のための取り組みが必要となった。特に、理系分野では熾烈な競争的環境の下で、研究費確保や研究組織化・実施を行い研究業績として発表する過程の中で、これまで顕在化していなかった（疑問・不満、違和感等は個人的にはあったものの）さまざまな問題点と関連しており、教育研究の組織的のあり方を見直し改善していくことが求められる。

『センター紀要』のあり方を検討することは、上記の社会的な文脈を背景にして教育学部・大学院の特質の中で「教育実践研究」の成果・業績の発表の場としてのあり方や今後の方向性や質確保の方策等を考えることになる。その際に、日本学術振興会（2015：i 頁）も指摘するように、教育実践研究を萎縮させることにならないような規制やルール等を設けることが重要となろう。

以上の議論をもとに、本研究が実施した調査をあらためて確認すると、今後の『センター紀要』が果たす役割や、それと関連する著者資格について、次の二つの方向性が見いだされる。

一つは、教職大学院の拡大や学校・教育委員会との連携強化など、教員の養成・研修の対象や担い手が多様化する今日の教師教育改革の下で、研究的あるいは実践的に蓄積される幅広い知を、いかに収集・蓄積していくかということである。各大学の『センター紀要』が広く投稿資格を認めていることは、論稿の質を担保する面で課題が生じる可能性があるものの、体系化された知を生成する前段階としての基礎的・経験的・萌芽的な知を発見する場としての役割は期待できる。また、こうした知を蓄積して公表することは、教師教育に携わる多様なステイクホルダーに対する応答責任を大学が果たすことにもつながるだろう。

もう一つは、教師教育の対象や担い手が多様化したことを反映し、『センター紀要』の投稿資格を広く認めるとしても、その質をどのように担保するかということである。本学教員の調査では、『センター紀要』の学術雑誌としての質を保つ仕組みの構築が要望されていた。とりわけ、学術のルールに不慣れた投稿者の論稿については、執筆の段階の指導・助言や、『センター紀要』投稿後の査読などを通して、質の確保や向上に努める必要があるだろう。ただしここで留意しなければならないのは、「研究者倫理」として責任ある対応を行うことであり、特に指導的立場にある者がアカデミック・ハラスメントや業績詐取（ギフト・オーサーシップ）といった問題を引き起こさないようにするための公正な仕組みを設けることである。

これらの方向性を踏まえ、本センターの『センター紀要』について、次の4点の改善案を提案する。

第1点は、投稿資格の拡大である。具体的には、これまで認められていなかった大学院生や現職教員の単著者資格などを認めることである。

第2点は、大学院生が単著者または筆頭著者となる場合、指導教員として論稿の質を高めるための指導・助言を可能な限り求めることである。その際、指導・助言の貢献度合いに応じて、共著者として名を連ねたり、論稿末尾の「謝辞」等で明記したりするなど、研究者倫理に照らし合わせた対応が必要となる⁽⁶⁾。

第3点は、査読体制の維持・強化である。投稿資格の拡大に伴い、『センター紀要』に掲載される論稿の質を担保するため、状況によっては複数名での査読を積極的に実施したり、紀要編集委員会を編成したりするなどの対応が考えられる。

第4点は、研究倫理の啓発である。執筆者には、本学が定める「研究者行動規範」や、各々が所属する学会の研究倫理規程などに沿った行動を求め、投稿時にはそれらを順守していることを確認する。

以上の4点について、今後は『センター紀要』の投稿規程改訂を視野に、本センターの企画実施委員会ですべて具体的な議論を行っていく。

（梅澤収・山城拓也・長谷川哲也）

【注】

(1) いわゆる研究不正は、著者資格に関わるものだけではなく、捏造、改ざん、盗用、公金の不正使用等がある。科学技術振興機構では、これら研究不正全般に関する、対応等のガイドライン、事例集、学協会の倫理規定、研究倫理教育教材、告発窓口などを、包括的に紹介・掲載したポータルサイトを開設している。

「科学技術振興機構 研究公正ポータル」
http://www.jst.go.jp/kousei_p/outline.html

(2) センター協議会の加盟大学を対象としたアンケート

ト調査では、「投稿規程」等がある場合は提供してもらうことを依頼しており、各大学の回答を解釈したり不明な点を補ったりする際に適宜用いている。

(3) その他のセンター教職員としては、特任・客員教員(9 大学)、事務補佐員等(3 大学)、非常勤職員(5 大学)などが挙げられている。

(4) 本調査では、各センターが発行する学術雑誌について、必ずしも「紀要」という名称のみではないことを考慮し、質問紙上の表現として「紀要等」と記載した。

(5) 33 大学中 32 大学は「学部教員」に投稿資格がある回答しているが、残る 1 大学も「所員、客員教授、兼任所員、編集委員会が認めた者。」と回答していることから、「学部教員」に投稿資格があるものと推察される。

(6) ただし、例えば大学院生が執筆した学位論文の成果をもとに『センター紀要』を執筆する際などには、指導教員の関与の度合いやそれぞれの学問分野の性質等について個別に見極めながら、著者資格について慎重に対応する必要がある。

【参考文献】

- ・北仲千里(2014)「ハラスメントを生み出す大学・研究の場の構造」『ジェンダーと法』第 11 号 33-42 頁
- ・北仲千里・横山美栄子(2016)「科学論文における『不適切なオーサーシップ』調査に関する比較研究」『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』第 2 号 75-86 頁
- ・北仲千里・横山美栄子・湯川やよい(2013)「研究スタイルとオーサーシップに関する調査」報告書 広島大学学術情報レポジトリ
<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/ja/00035279> (2018 年 12 月 20 日閲覧)
- ・黒木登志夫(2016)『研究不正～科学者の捏造、改竄、盗用～』中公新書 2016 年 (第 4 章 2「不適切な研究行為」(152-161 頁)でオーサーシップ問題を扱っている)
- ・東北大学 HP「東北大学における研究成果を適切に発表するための指針」
[http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/happyoushishin\(h29.12\).pdf](http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kenkyo/fb/happyoushishin(h29.12).pdf) (2018 年 12 月 14 日閲覧)
- ・日本学術会議(2015)「回答 科学研究における健全性の向上について」(平成 27 年 3 月 6 日 日本学術会議)
- ・日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編集(2015)『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得～』丸善出版
- ・日本教育学会 HP「投稿要領」
<http://www.jera.jp/wp-content/uploads/2017/06/kyo>

uikugaku-guidelines.pdf (2018 年 12 月 14 日閲覧)

- ・日本教育工学会 HP「日本教育工学会 投稿規定」
<https://www.jset.gr.jp/thesis/pdf/kitei171201.pdf>

(2018 年 12 月 14 日閲覧)

- ・日本教育心理学会 HP「『教育心理学研究』投稿規程」

<https://www.edupsyh.jp/wp-content/uploads/2017/04/421b157a09d6c03f75bcb9ee9508c31e3.pdf>

(2018 年 12 月 14 日閲覧)

- ・日本教師教育学会 HP「日本教師教育学会 年報投稿要領」

http://jsste.jp/aboutus/rules/editorial_committee/post_procedure/ (2018 年 12 月 18 日閲覧)

- ・日本教師教育学会 HP「『研究論文』と『実践研究論文』の区分に関する申し合わせ」

http://jsste.jp/aboutus/rules/editorial_committee/section_agreement/ (2018 年 12 月 20 日閲覧)

- ・眞嶋俊造・奥田太郎・河野哲也編著(2015)『人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック』慶応義塾大学出版会

- ・文部科学省(2014)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定)

- ・山崎茂明(2007)『パブリッシュ・オア・ペリッシュー科学者の発表倫理』みすず書房

- ・山崎茂明(2013)『科学者の発表倫理:不正のない論文発表を考える』丸善出版

- ・山崎茂明(2013)「オーサーシップの考えを変える時だ」『情報管理』vol.56 no.9 12 月号 536-639 頁 国立研究開発法人 科学技術振興機構

【付記】

本研究の調査にご協力いただいた「国立大学教育実践研究関連センター協議会」加盟大学と、静岡大学教育学部教員の各位には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。